

# 令和5・6年度 飯能市物品等入札参加資格審査 追加申請の手引

## 1 申請の対象者

令和5・6年度に、飯能市が締結する**物品・業務委託・建設資材**の契約に係る競争入札等に参加を希望する者は、この申請により審査を受け、飯能市物品等入札参加者名簿に登録される必要があります。

## 2 申請業種

- (1) 物 品：製造業（機械器具、自動車、木工家具、印刷製本、縫製等）  
販売業（物品の販売、修理、買受け、電力供給等）
- (2) 業務委託：建物施設管理、設備保守点検、企画制作、調査・点検、リース・レンタル、サービス、廃棄物処理、給食、送迎、植栽管理、保険業務等。
- (3) 建設資材：建設用部材・材料

各業種の詳細は「営業種目一覧表」に記載されています。申請を希望する営業種目を（1）物品（2）業務委託はそれぞれ**10種類**まで選択してください。（3）建設資材は取扱い可能な資材名を申請書類に明記してください。

## 3 申請できない者

次のいずれかに該当する者は申請できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 飯能市契約規則第3条の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 飯能市物品等の買入れ等の競争入札参加者の資格等に関する規程第9条第1項第5号若しくは第6号又は同条第2項第2号の規定により資格を抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者
- (4) 営業に必要な登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を受けていない者（営業に関し許可等を要する場合に限る。）

## 4 追加申請受付期間・入札参加資格有効期間

- (1) 市内業者（飯能市内に本店又は代理人を置く支店等がある場合）  
随時受付を行います。  
入札参加資格有効期間は、資格審査完了日から令和7年3月31日まで。

## (2) 市外業者（上記（1）以外の場合）

	申請受付期間（消印有効）	入札参加資格有効期間
第1回追加申請	令和5年 9月 1日（金）から 令和5年 9月14日（木）まで	令和5年10月 1日から 令和7年 3月31日まで
第2回追加申請	令和5年12月 1日（金）から 令和5年12月14日（木）まで	令和6年 1月 1日から 令和7年 3月31日まで
第3回追加申請	令和6年 2月 1日（木）から 令和6年 2月14日（水）まで	令和6年 4月 1日から 令和7年 3月31日まで
第4回追加申請	令和6年 6月 3日（月）から 令和6年 6月17日（月）まで	令和6年 7月 1日から 令和7年 3月31日まで
第5回追加申請	令和6年 9月 2日（月）から 令和6年 9月17日（火）まで	令和6年10月 1日から 令和7年 3月31日まで

※提出書類に不備・不足がある場合は申請の受理を保留し、電話等で確認させていただきます。必要な書類がすべて揃った段階で受理をします。

## 5 申請方法

提出書類は原則として郵送により送付してください。

（送付先） 〒357-8501  
埼玉県飯能市大字双柳1番地の1 飯能市役所 契約検査課

※封筒のおもて面に「物品等入札参加申請書類在中」と明記してください。

※提出書類を持参された場合は、契約検査課の窓口では書類の受領のみ行い、その場では書類審査等の対応は行いません。

## 6 受領書の送付を希望する場合

提出書類受理の確認を希望する場合は受領書を送付しますので、返信用封筒（長3封筒等定形サイズ、84円切手貼付、送付先記入）を同封してください。

## 7 提出書類等

- （1）提出書類一覧表のとおりです。法人と個人事業者とで提出書類が異なりますので、よくご確認ください。
- （2）提出書類は、原則としてA4サイズとし、ダブルクリップ等でとめ、無色の「A4クリアファイル」に提出書類一覧表の順番どおりに入れて提出してください。
- （3）提出書類は両面印刷・両面コピーで差し支えありません。

## 8 その他

- (1) 書類審査の結果、適正と認められなかった場合や、申請内容に虚偽があった場合等を除き、原則として「飯能市物品等入札参加者名簿」に登載します。なお、審査結果の通知は行いません。
- また、飯能市物品等入札参加者名簿は、入札参加資格有効期間開始日以降に飯能市役所本庁舎3階市政資料コーナー及び飯能市ホームページで一般に公開しますのでご了承ください。(公開項目：登録業種、商号、申請事業所名、所在地)
- (2) 「飯能市物品等入札参加者名簿」に登載された者は、有効期間内に市が発注する物品・業務委託・建設資材の契約の際に指名業者選定の対象となります。ただし、名簿への登載は指名や契約(発注)を約束するものではありません。
- (3) 入札参加資格審査申請書を提出後、申請内容に変更が生じた場合又は承継が生じた場合は、直ちに「物品等入札参加申請変更届書」、または「物品等入札参加資格承継申請書」を提出してください。届出が必要となる変更事項、提出方法、添付書類等については飯能市ホームページに掲載しています。

変更届等掲載場所：<https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/4302/>  
飯能市トップページ→事業者→入札・契約・債権者登録→指名業者登録  
→物品等入札参加資格変更届・承継申請様式一覧

## 問い合わせ先

飯能市役所 企画総務部 契約検査課 (飯能市役所本庁舎2階)

電話 042-973-2480 (直通) FAX 042-974-6770  
Eメール [keiyaku@city.hanno.lg.jp](mailto:keiyaku@city.hanno.lg.jp)

## 提出書類一覧表

申請書類は、下記の順番に揃え、ダブルクリップ等でとめ、無色の「A4クリアファイル」に入れて提出してください。

○：提出が必要な書類、△：該当者が提出する書類、－：提出が不要な書類

No.	法人	個人	書類の名称等	摘要
1	○	○	提出書類チェックリスト	・必要書類が揃っているかチェックリストで確認し、チェックリストも提出してください。
2	○	○	物品等入札参加申請書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請は代表者で行い、代表者印（印鑑登録印）を押印してください</li> <li>・本店の現住所と登記上の住所が異なる場合は、登記上の住所も記入してください。</li> <li>・本社登録（代理人を置かない場合）で、入札・見積・契約締結・請求等に印鑑登録印以外の印鑑を使用したい場合は、【使用印鑑】欄に押印してください。</li> <li>・本社以外に契約権限を委任する（代理人を置く）場合は【受任者】欄に記入してください。</li> <li>・代理人使用印鑑は、入札・見積・契約締結・請求等に使用する印を押印してください。</li> <li>・希望業種は【営業種目一覧表】から選択し、番号と名称を記入してください。</li> <li>・取り扱えるメーカー名、品目名等はできるだけ詳しく記載してください。業者選定・発注等の参考にします。</li> </ul>
3	○	○	営業経歴書	・内容が準拠していれば独自に作成したものでも可。
4	○	－	登記事項証明書 (商業登記簿謄本) (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局・地方法務局で発行。</li> <li>・履歴事項全部証明書。（現在事項全部証明書は不可。）</li> <li>・申請日前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているもの。</li> </ul>
5	－	○	営業証明書 (個人事業の開業の届出がされていることの証明) (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の住所地の市区町村役場が発行するものになります。自治体によっては「開業届出済証明書」、「個人事業届出済証明書」等、名称が異なる場合があります。</li> <li>・飯能市の場合は、本庁舎1階 市民税課で発行します。</li> <li>・申請日前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているもの。</li> </ul>
6	－	○	身分（元）証明書 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「破産宣告の通知」を受けていないことを証明するものです。</li> <li>・代表者の本籍地の市区町村役場が発行するものになります。</li> <li>・飯能市の場合は、本庁舎1階 市民課で発行します。</li> <li>・申請日前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているもの。</li> </ul>
7	－	△	同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業者で、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は提出してください。</li> <li>・申請日前3か月以内に作成したもの。</li> </ul>

8	○	○	<p>納税証明書 「その3の3」又は 「その3の2」 (法人税(所得税及び復興特別所得税)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明) (コピー可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告先の税務署で発行されます。</li> <li>・法人の場合は「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明)</li> <li>・個人の場合は「その3の2」(申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明)</li> <li>・法人、個人事業者ともに、<b>新設・新規開業の場合及び免税事業者の場合でも発行されますので必ず提出してください。</b></li> <li>・申請日前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているもの。</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響等による納税猶予の許可を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書」(コピー可)を本証明書に代えて提出してください。</p>
9	△	△	<p>市税に未納の税額がないことの証明書 (コピー可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事業所の所在地に関わらず、飯能市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合は必ず提出してください。</li> <li>・納税証明書の種類は法人・個人事業者いずれの場合も「市税に未納の税額がないことの証明書」です。</li> <li>・法人、個人事業者ともに、<b>新設・新規開業の場合及び免税事業者の場合でも発行されますので提出してください。</b></li> <li>・飯能市役所本庁舎1階 収税課に納税証明書交付申請書(申請者によって、委任状、印鑑、身分証明書などが必要になります。)を提出して証明書を取得してください。</li> <li>・申請日前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているもの。</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響等による納税猶予の許可を受けている場合は、「徴収猶予通知書」(コピー可)を本証明書に代えて提出してください。</p>
10	△	△	<p>代理店、特約店証明書 (コピー可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカーの代理店または特約店になっている場合は提出してください。</li> </ul>
11	△	△	<p>許可・認可・登録・資格免状等の通知又は証明書 (コピー可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可・認可・登録・資格等を必要とする業種を営む事業者は提出してください。</li> </ul>
12	△	△	<p>役員名簿 組合員名簿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合として申請する場合は提出してください。</li> <li>・様式は任意。</li> <li>・役員氏名、組合員名並びにその代表者氏名、営業所所在地を記載したもの。</li> </ul>

※組合等で申請の場合、1、2、3、12 以外の書類は、組織形態に応じて提出可能な書類を添付してください。

## 営業種目一覧表

業者情報入力票の希望業種欄には、申請希望業種・業務をこの一覧表の中から選択し、取り扱えるメーカー名、品目、業務内容等をできるだけ詳しく記載してください。申請できる業種は「1 製造業」と「2 販売業」は合計10種類まで、「3 業務委託」は10種類までとなります。

1 製造業	
1 建設機械	9 塵芥焼却炉、空調機器
2 自動車修理	10 計量機
3 自動車標識	11 紙、ポリ袋類
4 消防用機械器具	12 印刷物製本
5 木工家具黒板類	13 衣料品縫製
6 電気器具特殊電気製品	14 マイクロ写真フィルム焼付
7 印刷一般及び軽印刷	15 雑種
8 電算関係印刷	
2 販売業（物品の修理・買受けを含む）	
1 特殊電気機器、音響機器	26 時計、貴金属類
2 一般電気製品	27 体育用品
3 建設機械器具	28 保育用品
4 建設用標識及び道路標識	29 荒物、雑貨、清掃用品
5 測量機械	30 カメラ、撮影機、写真材料
6 自動車、自動車用品	31 徽章、カップ、旗類
7 自転車、バイク類	32 家具、カーテン、じゅうたん
8 農業防疫機械器具	33 寝具、敷物類
9 消防機械器具	34 木材一般
10 厨房機械器具	35 ガラス、額縁類
11 防疫薬剤	36 塗料、看板類
12 医薬、医療品	37 ゴム製品
13 福祉医療品	38 陶器
14 工業化学薬品	39 食料品、茶
15 理化学医療機器	40 舞台照明器具
16 石油製品、一般燃料及び燃焼器具	41 ゴミ袋類
17 百貨店及び衣料品	42 マイクロ写真
18 鋼製家具類	43 ギフト
19 金物一般建築材料	44 量水器
20 事務、印刷機械器具、OA機器	45 電気（電力）
21 文房具、事務用品、消耗品	46 その他販売・修理
22 学校教材	47 物品の買受け（鉄・非鉄くず・紙・繊維くず・自動車・機械・事務機器・電気・電力・その他買受け）
23 図書、地図、教材	
24 紙製品、用紙類	
25 楽器、CD類	

### 3 業務委託

#### A 建物施設管理等

- 1 清掃
- 2 警備（人間警備、機械警備）
- 3 環境測定
- 4 殺虫、消毒
- 5 受付業務
- 6 電話交換
- 7 建物総合管理（1～6含む）
- 8 駐車場、公園、体育施設、広場管理
- 9 電気、空調、給排水衛生設備運転
- 10 機器（コンピュータ、事務機器等、ピアノ調律、電算業務）
- 11 その他

#### B 設備保守点検・検査

- 12 電気設備
- 13 空調設備
- 14 給排水衛生設備（上水槽清掃、浄化槽清掃、給排水設備、ガス設備）
- 15 防災設備
- 16 消防設備
- 17 搬送運搬設備（エレベーター、ダムウェーター等）
- 18 その他（舞台設備、火葬炉、自動ドア、シャッター）

#### C 企画制作

- 19 都市、地域計画、地図、デザイン
- 20 展示物製作
- 21 イベント、催物会場設営
- 22 システム開発、構築、保守
- 23 データ入力
- 24 その他（図書整理、速記、会議録作成、航空写真、ビデオ作成、マイクロフィルム作成）

#### D 調査・点検

- 25 環境調査
- 26 漏水調査
- 27 数量調査
- 28 世論調査
- 29 その他（健康調査、骨密度検査、臨床検査、住居表示、文化財産調査、水道メーター検針）

#### E リース・レンタル

- 30 建物
- 31 事務機器
- 32 自動車
- 33 福祉医療機器
- 34 その他（清掃用具、寝具類）

#### F サービス

- 35 人材派遣
- 36 入浴サービス
- 37 介護サービス
- 38 その他サービス（情報提供、クリーニング、葬儀）

#### G その他

- 39 産業廃棄物処理
- 40 一般廃棄物処理
- 41 給食（学校、病院等）
- 42 送迎運送、配送、配布
- 43 旅行業
- 44 草刈り、植栽管理、高木剪定
- 45 その他（料金徴収、放置自転車撤去、違法広告物撤去、寝具乾燥、保険業務）

※ その他の（ ）内は例示であり、限定するものではありません。上記業務に該当がない場合は「その他」を選択し、業者情報入力票の希望業種欄に具体的な内容を記載してください。

## 4 建設資材

グレーチング（側溝用）  
セメント類  
タイル  
トタン類  
トラロープ  
バリケード  
ボルト類  
マンホール  
下水汚泥焼却炉用流動砂  
砂・砂利  
遮水シート  
集塵機用濾布  
針金・ナマシ線  
人工芝  
道路用塗料  
壁材  
濾過砂  
凍結防止剤  
アスファルト製品（常温合材等）  
コンクリート製品（側溝蓋、境界杭等）  
道路保安用品（ポストコーン等）  
交通安全施設資材（反射テープ、反射板等）  
鋼製品（境界鋸等）  
鋳鉄製品  
その他建設資材  
その他部材・材料品